

令和4年2月分（7件）

【窓口で間違った証明書代を払った について】

内容	先日、市民課窓口で、今年の税申告のために、納税証明を申込み、帰宅して確認したら、令和二年度の証明書だった、翌々日、窓口に出向き、返金を申し出ました。男性上司が、訳を説明したら、係には、よく注意しておきます、と非を認めつつも、当日ならばまだしも、一日置いたからダメです、と。所用のため、来れなかったのです、と言っても聞かず、市民税課窓口まで、同行したのですが、埒が明かず、結局、窓口で納入した、市・県民税の証明書が得られませんでした。私の払った無駄な労力と費用を補償してください。 続く、 窓口の対応が、他市に比べて、大まか、おざなり、形式的と、感じます。これは、市役所だけでなく、他の施設、図書館、公民館、ケア・センターでも同様で、これは、鼓腹撃壤の風土で、大まかを良しとする氣風かな、と思っていましたが、この度だけは、納得できません。何らかのご処置をお願いいたします。 【R4. 2. 2 受理】
回答	このたび提出された申請書の必要な証明事項には「所得・課税証明 令和3年度分」と記載されておりましたので、所得・課税証明書の令和3年度分を交付いたしました。 後日、お問合せがあった際に、申告に必要な保険料等の納付証明が欲しいとのことでしたので、納税推進室へご案内をさせていただき、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険払込確認書を交付させていただきました。 市民課では窓口で受付した申請書に基づき、証明書を発行しておりますが、より一層丁寧で正確な対応を心掛けてまいります。 なお、交付済の証明書等の返金は、交付日当日のみとさせていただいておりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。 この度はご不快な思いをさせてしまい、申し訳ありませんでした。 【R4. 2. 8 回答】

【ご回答、ありがとうございます。について】

内容	ご丁寧に、形式的なご回答ありがとうございます。 しかし、内容は、こちらの質問の繰り返しだけです。小生の言いたい事は、1、担当者のミスガイドで、不要な証明書の発行を受けたこと。2、当日なら、返金出来るのに、一日置いたら、なぜ、返金できないのか。 せめて、「お申し出の件は、前例がなく、規約ありません。〇〇課〇〇委員会で検討しますが、この度のお申し出には、お応えできません。」面倒臭いのは分かりますが、実の無い回答で、市長の名を使つての行為は、当方も不愉快です。船橋市のすぐやる課の精神を見習ってください。 【R4. 2. 17 受理】
回答	お問合せのありました件につきまして、市民課では申請書にご記入いただいた内容に基づき証明書を発行いたしました。今後は、申請書に記入された内容に基づき、受付窓口における丁寧な対応により、必要な証明書を発行するよう心掛けてまいります。 また、手数料の返金についてですが、証明書交付日の翌日以降につきましては、既に市の歳入として確定しているものとなりますので、返金することはいたしません。 何卒ご理解くださいますようお願いいたします。 【R4. 2. 24 回答】

【PCR 無料体制】

内容	拝啓 金丸市長様日頃、大変お世話になり厚く御礼申し上げます PCR 検査を大人も子供も毎月無料で検査出制にはならないでしょうか？ 大変かとは思いますがどうかよろしくお願いします。 敬具 【R4. 2. 7 受理】
回答	新型コロナウイルス感染症に係る PCR 等検査無料化事業についてですが、現在千葉県が実施しており、新型コロナウイルス感染症に不安を感じる無症状の方は、薬局等で PCR 検査または抗原検査を受けることができ、館山市内では 3 か所の薬局で実施しています。 なお、館山市では、検査費用の一部を助成する「高齢者等 PCR 検査助成事業」を実施していますが、PCR 検査等無料体制については、今後、安房地域の感染状況や医療体制を勘案し、安房保健所や安房医師会等で検討してまいります。 今後ともご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。 【R4. 2. 10 回答】

【広報誌など紙媒体で告知して下さい。】

内容	新型コロナウイルス感染症の陽性者と感染者の定義の告知『陽性者：PCR 検査や抗原検査の結果、陽性と判明したもの。感染者：臨床的特徴や検査結果を踏まえ「新型コロナウイルス感染症発生届」をもって医師が感染したと判断したもの。』を広報誌など紙媒体で告知して下さい。 【R4. 2. 10 受理】
----	---

【福岡県庁と糸島市と同じ告知をして下さい。】

内容	福岡県庁は庁ホームページ『新型コロナウイルス知っておきたい基礎知識と人権』において、『死因が新型コロナウイルス感染症でなくても、死亡の前後に新型コロナウイルスの陽性が確認された者は、新型コロナウイルス感染症の死亡者に含めて保健所に届け出されます。』と告知していますので、同様に幅広い広報媒体を使って告知して下さい。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19-chisiki.html#a5 糸島市も同様に告知しています。 https://www.city.itoshima.lg.jp/s013/010/020/030/997/20200124180647.html 【R4. 2. 10 受理】
----	--

【添付文書の内容を広く告知し周知して下さい。】

内容	コミナティ筋注 5～11 歳用の添付文書に『本剤は、本邦で特例承認されたものであり、承認時において長期安定性に係る情報は限られているため、製造販売後も引き続き情報を収集中である。』、『本剤の予防効果の持続期間は確立していない。』と明記しています。 ネット環境が無く、その添付文書を読む機会の無い市民にも、『本剤は、本邦で特例承認されたものであり、承認時において長期安定性に係る情報は限られているため、製造販売後も引き続き情報を収集中である。』、『本剤の予防効果の持続期間は確立していない。』ことを周知できるように幅広い広報媒体を使って告知して下さい。 https://www.mhlw.go.jp/content/11123000/000884203.pdf
----	--

	【R4. 2. 14 受理】
回答	この度の新型コロナウイルス感染症等に係る告知に関するご意見につきましては、参考にしつつ、安房保健所や安房医師会等と連携して、今後とも効果的な周知に努めてまいりますので、ご理解を賜りますよう、お願いいたします。
	【R4. 2. 22 回答】

【自治体の幹部職員への赤旗押し売り問題】

内容	2、3年前に自治体の幹部職員（課長級以上）に共産党地方議員が新聞「赤旗」を押し売りしていた問題が表面化しました。 自治体の幹部職員が赤旗を買うのは確かに自由ですが、事実上断れない状態で赤旗を押し売りされて犠牲になるのは犯罪に近いでしょう。 役所で共産党地方議員が購読を働き掛けることがあれば断れないと考えます。赤旗も安くはないのです。 幹部職員が犠牲になることを購読は個人の自由だからと見て見ぬふりをせず役所での赤旗の販売を禁止すべきではないでしょうか。 また公費で赤旗を購入している自治体もあると聞きました。館山市はどうなのでしょう。もし購入しているなら不適切です。止めて下さい。 最後になりますが、電話番号は正真正銘私の家の電話番号ですが、日中必ずしも家にいないので、ご回答はメールか郵送でお願いします。図々しいお願いではありますが、何卒ご理解ください。
	【R4. 2. 14 受理】
回答	館山市では、庁舎での物品の販売、宣伝、勧誘又は寄付の募集その他これらに類する行為をすることについては、「館山市庁舎管理規則」により許可を必要とする行為として定めていますが、そのような申請はありません。 また、公費で新聞「赤旗」を購入した実績は確認できません。 以上でございます。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
	【R4. 2. 16 回答】

【要望書】

内容	2022 年 2 月 11 日 確 認 書 館山市長 金丸謙一 様 移入外来活アサリ並びに活シナハマグリの放流について 拝啓 向春の候、貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。毎年 3 月ごろ各放送局で報じられる館山市沿岸の観光潮干狩りの光景を拝見し、仰天しておりました。表題のような活きた外来の貝類を、高い入漁料を支払ったであろう潮干狩り客の親子が、明らかに在来ではない二枚貝を楽し気に採捕しているではありませんか。 20 世紀から、外来移入活アサリのさまざまな危険を指摘し、関係各方面と協力し注意喚起をしてきました。千葉県水産総合研究センター 東京湾漁業研究所からも、その危険性を指摘され注意を促されているものと承知しております。 生物多様性の保全の観点から、御市沿岸の干潟を活用した観光潮干狩りについてお尋ねしたく、以下の質問にお答えください。 敬具 記
----	---

	1. 今年も外来移入活アサリの直播放流を行う予定なのか。 2. 海域への直播放流の開始時期。 3. 2 が国内種から外来種に替わった時期。 4. 放流量の経年変化。 5. 放流前に、サキグロタマツメタ、カイヤドリウミグモなどの食害種、寄生種ピンノの事前検査と駆除は行っていたか。 以上 【R4. 2. 14 受理】
回答	アサリ並びにハマグリ放流につきまして、館山市内では、潮干狩り場や干潟は無く、アサリやハマグリ放流は行っておりません。 各放送局で報じられている潮干狩りの様子につきましては、館山市ではなく、他の自治体のものです。 この度は、外来種に関する貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。今後の館山市水産行政に活かしていきたいと思っております。 【R4. 2. 16 回答】

【障害者の医療費助成制度への提案】

内容	地域の振興、福祉向上さらに感染症対策とご多忙のところ申し訳ありません。 「後期高齢者医療保険加入者で、初めて手帳を受けた人は医療費助成の対象外」と知り、驚いて筆をとりました。 ご検討いただき、ぜひ対象に加えていただきたいと思います。 身体障害者への医療費支給は、医療保険制度による助成ではなく、市民全般を見た市による福祉制度なのに、なぜ加入する保険によって差がつくのですか。 また、身体障害者になった年齢による取扱いの差もおかしいと思います。 「身体障害者になった年齢が 65 歳以上の方は、助成対象外」ということは、「若いころから障害者と認定されていた方は、65 歳になっても 75 歳になっても、高齢者医療に加入しても、所得にかかわらず生涯を通じて助成対象」ということだと思うのですが、身体障害者になった時の年齢によって差をつける理由があるのでしょうか。 この仕組みに変わった平成 27 年当時は、75 歳以上の自己負担は 1 割でした。今年の 10 月からは、医療費自己負担割合が 2 割と倍増するのですが、それでも対象外のままですか。 65 歳から 74 歳で、高齢者医療に任意加入できる人には、加入すると、この助成が対象外になることを説明され、納得して加入しているのですか。このくらいの年齢で障害を持つのは、病気による障害が多いのではないのでしょうか。治療は生涯継続します。任意加入しない方が自己負担は少ないと思うのですが、2 割負担になれば、なおさらです。 高齢者は、「長く社会に貢献してきたけれど、加齢によって心身が衰えてきた」として、手を差し伸べてきたのが福祉制度だと思うのです。「高齢になったから医療費の助成から除外する」という、現在の助成制度は、除外される者の痛みを感じず、福祉の心を置き去りにした仕組みだと思います。不合理でもあります。 福祉制度ですから「所得とか障害の程度」によって、対象か対象外か、差がつくのは理解できるのですが、現在の「加入保険と年齢」による差は、納得できません。 見直してほしいというのは、身勝手でしょうか。 県の補助制度も同じなので、これに合わせたとは思いますが、不公平感がぬぐえません。 【R4. 2. 14 受理】
----	---

回答	館山市では館山市心身障害者医療費支給条例により、身体障害者手帳１級・２級，療育手帳Ａ・マルＡ，精神手帳１級所持者の方を重度心障者として千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業に基づき医療費の支給を行っています。 また、身体障害者手帳３級・４級，療育手帳Ｂ所持者の方には中軽度心障者として市単独事業にて医療費の支給を行っているところです。 現行の千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業では、６５歳以上で新たに支給対象となる障害者手帳を取得された場合であっても、後期高齢者医療制度加入により医療費窓口負担が１割となることから対象外とされているところです。さらに、法改正により、令和４年１０月から医療費窓口負担が収入に応じて２割となる階層が新設されることとなりますが、これに伴う千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業の改正に係る通知等は現時点では千葉県より示されておりません。 このことについては、館山市としましても、心身障害者医療費支給制度の課題として把握しているところです。 つきましては、ご指摘いただきました内容について、県内各市町村の動向について情報収集するとともに、千葉県に対し千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業の改正について要望してまいりたいと思います。 【R4. 2. 24 回答】
------------------	---